

## 消防用設備等の試験基準の全部改正について

平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号

従来、消防用設備等の試験基準については、「消防用設備等試験結果報告書及び消防用設備等試験基準の全部改正について」（平成元年 12 月 1 日消防予第 135 号）の別添として定められていましたが、平成 14 年 3 月 12 日付けで「消防法施行規則第 31 条の 3 第 5 項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年 12 月 1 日消防庁告示第 4 号）が一部改正され、消防用設備等試験結果報告書の様式が一部改正されたことに伴い、消防用設備等の試験基準を全部改正し、別添のとおりとすることとしました。

なお、これに伴い「消防用設備等試験結果報告書及び消防用設備等試験基準の全部改正について」（平成元年 12 月 1 日消防予第 135 号）は廃止します。

貴職におかれてましては、この運用について、貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いします。

別添(略)